

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱

平成21年 5月22日

告示第 409号

(趣旨)

第1条 この告示は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第119条第1項、第132条第1項、第133条及び第232条の規定に基づき、県が発注する森林整備業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、指名競争入札の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、森林整備業務とは、地ごしらえ、植栽、下刈り、枝打ち、つる切り、除間伐、本数調整伐等の森林施業及び作業道、歩道、防護柵、防風垣等の設置等森林施業に附随する作業をいう。

(競争入札参加者の資格)

第3条 競争入札に参加する者は、競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者として知事の認定を受けた者でなければならない。

2 競争入札参加資格は、次の全てを満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 森林組合法(昭和53年法律第36号)第3条第1項に規定する森林組合又は森林組合連合会

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の規定により労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画(以下「改善措置計画」という。)を作成し、宮崎県知事の認定を受けた者

(2) 次のいずれかに該当する者(以下「専門技術者」という。)を通年雇用している者であること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(同法第32条第1項の規定により登録を受けた技術部門が技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第2条第13号に規定する森林部門である者に限る。)

イ 森林法(昭和26年法律第249号)第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法第187条第4項の林業専門技術員資格試験に合格した者

ウ 社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

エ 森林施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について5年以上の実務経験を有する者

(3) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた森林施業現場で作業に従事する職員(以下「現場作業職員」という。)を5人(前号の専門技術者が現場作業職員を兼ねるときは、その者を含む。)以上通年雇用している者であること。

(4) 第2号の専門技術者及び第3号の現場作業職員が、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金制度に加入していること。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、競争入札参加資格の認定をしないものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(同令第167条の11第1項において準用する場合を

含む。)のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- (3) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がある者
- (4) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者
- (5) 第10条第1項第3号の規定により認定を取り消された者で、その取消の日から2年を経過しない者
- (6) 営業に関し、法令上必要とされる許可等を受けていない者
- (7) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる者
(競争入札参加資格審査の実施)

第4条 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとし、知事が特に必要と認めるときは、随時に行うものとする。

(競争入札参加資格審査の申請)

第5条 前条の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- (2) 誓約書(別記様式第2号)
- (3) 経営規模等総括表(別記様式第3号)
- (4) 申請時の直前の2事業年度における貸借対照表及び損益計算書(法人の場合に限る。)
- (5) 申請時の直前の2か年における所得税確定申告書の写し(個人の場合に限る。)
- (6) 事務所一覧表(別記様式第4号)
- (7) 森林整備業務技術者等一覧表(別記様式第5号)
- (8) 森林整備業務経歴書(別記様式第6号)
- (9) 改善措置計画の認定書の写し
- (10) 第3条第2項第2号及び第4号に掲げる要件に該当する者であることを証する書類
- (11) 第3条第2項第3号及び第4号に掲げる要件に該当する者であることを証する書類
- (12) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面
- (13) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税の未納がないことを証する書面
- (14) 契約の締結についての権限を従たる事務所(主たる事務所を除く事務所をいう。以下同じ。)の長に委任する場合にあっては、委任状
- (15) 特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第7号)
- (16) その他知事が必要と認める書類

(申請書の提出期間)

第6条 前条第1項の規定により申請書を提出しようとする者は、知事が別に定める期間中に当該申請書を提出しなければならない。

(競争入札参加資格審査及び名簿登載)

第7条 知事は、第5条第1項の規定により申請書の提出を受けたときは、第14条に規定する審査会の審査を経て、競争入札参加資格を認定し、又は認定しないものとする。

2 知事は、前項の規定により、競争入札参加資格の認定をし、又はしなかったときは、競争入札参加資格審査結果通知書（別記様式第8号）によりその旨を本人に速やかに通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により競争入札参加資格の認定をした者（以下「有資格業者」という。）については、その商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を森林整備業務有資格業者名簿（別記様式第9号。以下「名簿」という。）に登載するものとする。

（競争入札参加資格の有効期間）

第8条 前条第1項の規定により認定された競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日から次期の定期の競争入札参加資格の審査に基づく認定の日の前日までとする。

（変更等の届出）

第9条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに競争入札参加資格審査事項等変更届（別記様式第10号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

（1）業務の一部若しくは全部を廃止し、休止し、又は変更したとき。

（2）主たる事務所の所在地、商号若しくは名称又は氏名（法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名）に変更があったとき。

（3）県内に従たる事務所を設置し、県内の従たる事務所を廃止し、又は県内の従たる事務所の所在地を変更したとき。

（4）専門技術者数又は現場作業職員数を変更したとき。

（5）第5条第2項第14号の委任状の記載事項を変更したとき。

（資格の認定の取消し）

第10条 知事は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条に規定する審査会の審査を経て、競争入札参加資格の認定を取り消すものとする。

（1）第3条第2項に規定する者でなくなったとき。

（2）第3条第3項第1号、第2号又は第7号に該当するに至ったとき。

（3）申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載し、競争入札参加資格の審査を受けたことが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定により競争入札参加資格の認定を取り消したときは、競争入札参加資格取消通知書（別記様式第11号）によりその旨を本人に速やかに通知するものとする。

（資格の停止）

第11条 知事は、森林整備業務の契約に係る競争入札に関して、別に定める要件に該当する有資格業者については、第14条に規定する審査会の審査を経て、競争入札参加資格の停止（以下「資格停止」という。）を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により資格停止をする者及び資格停止をする期間を決定したときは、競争入札参加資格停止通知書（別記様式第12号）によりその旨を本人に速やかに通知するものとする。

（指名基準）

第12条 契約担当者（知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。）は、森林整備業務の契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、次に掲げる基準に基づき、有資格業者から入札参加者を指名するものとする。

（1）前条第1項の規定による資格停止を受けていない者であること。

（2）経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当するなど、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。

ア 手形交換所において取引停止処分を受け、又は主要取引先からの取引停止等を受けた事実があること。

イ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあること。

ウ 民事執行法（昭和54年法律第 4号）に基づく金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分を受け支払が不可能になったこと。

(3) 入札参加者の事務所が、発注する森林整備業務の適正な実施を確保する観点からみて適切な地域に所在すること。

(4) 業務遂行についての技術的適性、手持ち業務の状況、過去の受注状況等を総合的に勘案し、発注する森林整備業務を適正に実施できる能力を有すると認められること。

(5) その他不誠実な行為がないこと。

2 指名する入札参加者の数は、次のとおりとする。

(1) 予定価格が 250万円未満の場合 3者以上

(2) 予定価格が 250万円以上2000万円未満の場合 6者以上

(3) 予定価格が2000万円以上の場合 10者以上

(随意契約の相手方の制限)

第13条 契約担当者は、第11条第1項の規定により資格停止を受けた者を、当該資格停止を受けている間は随意契約の相手方にしてはならない。ただし、災害等の緊急を要する場合又は取引の相手方が特定され、かつ、他の者に代え難い場合等特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(森林整備業務の契約に係る競争入札参加資格等審査会)

第14条 次に掲げる事項を審査するため、森林整備業務の契約に係る競争入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 第7条第1項に規定する資格の認定

(2) 第10条第1項に規定する資格の認定の取消し

(3) 第11条第1項に規定する資格の停止

(4) その他知事が特に必要と認める事項

(審査会の組織)

第15条 審査会は、会長及び審査員で組織する。

2 会長は、環境森林部次長（総括）をもって充てる。

3 審査員は、環境森林部次長（技術担当）、環境森林課長、自然環境課長、森林経営課長及び山村・木材振興課長をもって充てる。

(会長の権限)

第16条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した審査員がその職務を代行する。

(審査会の会議)

第17条 審査会は、会長が必要の都度招集する。

2 審査会の会議は、審査員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席審査員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、議事の決定に際し必要が生じたときは、関係職員の出席を求めることができる。

5 審査会の会議は、公開しない。

(会議の特例)

第18条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、過半数以上の審査員による書面審議をもって会議に代えることができる。

(1) 事案が特に急施を要し、会議を招集することが困難な場合

(2) 事案が軽易で会議を開催する必要のない場合

(庶務)

第19条 審査会の庶務は、環境森林部自然環境課において処理する。

(その他)

第20条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定は、令和3年4月1日以降に県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札参加資格の審査から適用し、同日前に県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札参加資格の審査については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。